

## 広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

### 広島県病院事業財務規程の一部を改正する規程

広島県病院事業財務規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）第八條第四項の規定によつて」を「当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価とみなして」に改める。

第八十五条第一項中「施行規則第八條第三項各号」を「地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）第十五條第三項各号」に改める。

第八十六条中「第八條第二項」を「第十五條第二項」に、「第九條第二項」を「第十六條第二項」に改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。